

参考資料：エレベータ等の構造について（操作盤、車いす当たり、かごの内法）

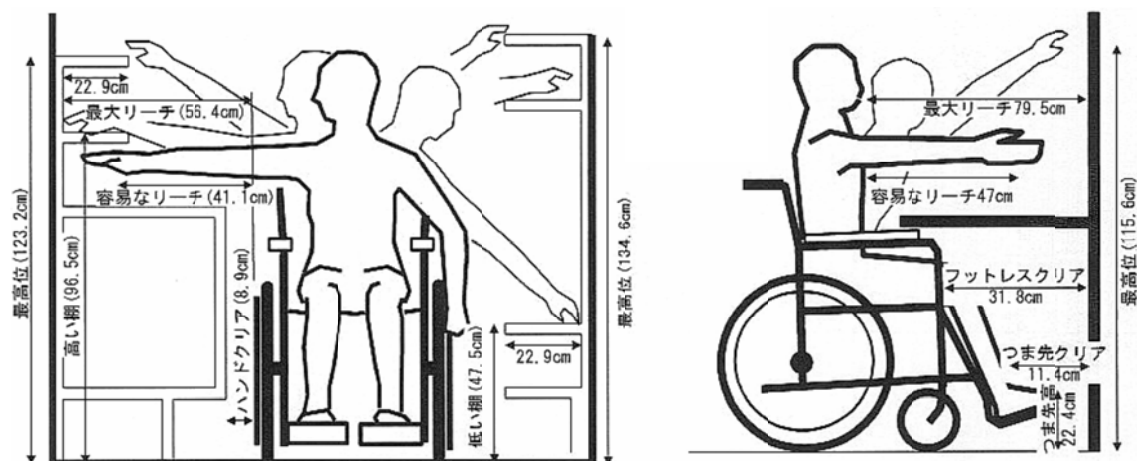


図3-3-3 車いす使用者の座位姿勢の作業空間

参考資料：「車いす」大川嗣雄、伊藤利之 他、医学書院^{参考25}

3-3-5 その他

1. エレベーターの出入口近傍において、エレベーターがあることが認識できるように、視認できる場所に案内標識を必要に応じ設ける。
2. かご及び昇降路の出入口には、高齢者や障がい者等が優先的にエレベーターを利用することができるよう、案内板を設置することが望ましい。
3. 点検等により、利用者の利便性を損なわないように配慮する。
4. 乗降口に接続する歩道等または通路の部分にはひさしを設けることが望ましい。

エレベーターの出入口部が利用者にわかりにくい場合は、多くの利用者に見えやすい場所に案内標識を設置して誘導することが望ましい。

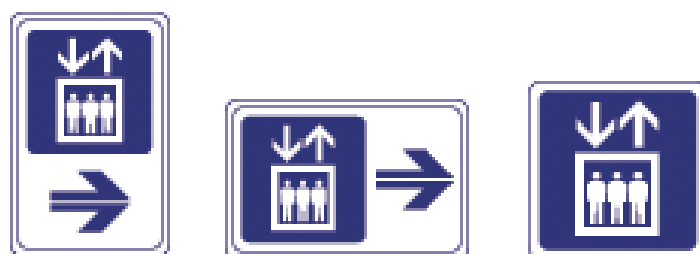


図3-3-4 エレベーターの案内標識（標識令）

移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、すべての人が利用できるものであるが、高齢者や障がい者等の移動制約者が優先的に使用すべきものと考え、案内板を設

置ることが望ましい。

エレベーターの維持・修繕に当たっては、故障等の不測の事態に陥らぬよう、定期点検等を密に行うようにしなければならない。この定期点検等は、極力夜間などの利用者の少ない時間帯に行う事とし、万一故障した場合にも迅速かつ短時間で作業を終わらせるよう心がけるものとする。なお、定期点検等でエレベーターが使用できない状況が見込まれる場合は、前もってその旨を利用者に周知するために、かご内等に予告表示することが必要である。また、故障、点検等でエレベーターが使用できない場合は、当該立体横断施設の出入口（昇降口）においてその旨を利用者に知らせるとともに、代替ルート等を事前に案内することによって歩行の連続性を確保することが望ましい。

雨天時のエレベーターの利用に配慮し、乗降口に接続する歩道等又は通路の部分にはひさしを設けることが望ましい。